

議第16号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

高山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防団員の処遇を改善するため、特別報酬と出動手当の支給額等を改正しようとする。

高山市消防団条例の一部を改正する条例

高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 報酬の額は、別表に定める額とし、その支給方法は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。</p> <p>3 消防団員が一つの水火災又は地震等の災害の職務に3日以上従事した場合においては、特別報酬を支給する。</p> <p>4 特別報酬の額は、職務従事3日目から1日について1,500円とし、その支給方法は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 報酬は、別表に定める額とする。</p> <p>3 消防団員が水火災又は地震等の災害の職務に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、特別報酬を支給する。</p> <p>4 特別報酬は、7,000円以内で市長が別に定める額とする。</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 消防団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、手当を支給する。</p> <p>2 手当の額は、1回について1,500円以内とし、その支給方法は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。</p>	<p>(出動手当)</p> <p>第7条 消防団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、出動手当を支給する。</p> <p>2 出動手当は、1回について7,000円以内で規則で定める額とする。</p>
<p>第8条 前条の場合を除き、消防団員が公務のため出張したときは、旅費を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第8条 消防団員が公務のため出張したときは、旅費を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第6条第3項及び第4項の規定は同日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者に、改正後の第7条の規定は同日以後に招集され水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した者について適用する。